



逢瀬川及び谷田川流域において「第3回流域水害対策検討会」を開催

- 逢瀬川流域及び谷田川流域では、「流域治水」の取組をさらに加速させることを目的に、令和4年10月に逢瀬川流域水害対策検討会及び谷田川流域水害対策検討会を設立し、特定都市河川浸水被害対策法の制度活用を視野に、浸水被害対策の検討を進めてきました。
- 合同で開催した第3回検討会では、逢瀬川流域及び谷田川流域の氾濫解析結果について共有を図り、両流域における浸水被害対策の基本方針をとりまとめました。

基本方針：両流域の浸水被害対策をさらに推進するために、以下の取組が必要。

- ① 現在、各計画に基づき実施している河川、下水道のハード対策については、整備計画規模の降雨に対して、氾濫の発生を防止するとともに、それを超える降雨に対しても被害を軽減する効果があるため、整備の加速化を図り、着実に取組を進めていく。
- ② 河川、下水道の管理者、流域自治体に加え、民間事業者や流域住民、農業関係者など流域の関係者全員が目標を共有し、それぞれができる流域対策を進めていく。
- ③ 浸水リスクを踏まえた土地利用の検討を進めるなど「水災害に強く、住み続けられるまちづくり」を目指す。
- ④ 気候変動に伴う降雨量の増大及び現計画におけるハード整備後も残余する浸水リスクについては、被害軽減に係る各種ソフト対策の強化に加え、浸水被害軽減に向けた具体的な対策メニューの検討を進めていく。

これらを効果的、計画的に実行していくため、特定都市河川浸水被害対策法を活用し、法定計画に基づき、浸水被害対策を進めていく。

- また、令和5年度内の特定都市河川の指定の告示を目指すことを共有しました。

第3回検討会 開催概要

- ◆ 開催日：令和5年8月31日（木）
- ◆ 場 所：郡山市総合福祉センター＋WEB
- ◆ 出席者（委員）
 - ・学識経験者
 - ・国、県、流域市村（郡山市、須賀川市、平田村）
（※河川、下水道、都市計画、農林関係担当者が出席）
- ◆ 議 事：①氾濫解析結果について
②浸水被害対策の基本方針について



第3回検討会 開催状況

基本方針に係る意見等

【福島県】

- ・河川整備計画に基づく治水対策を引き続き進めるとともに、早期の完了に向けて着実に取り組んでいきたい。
- ・浸水被害の軽減に向けて、農業者やため池等の施設管理者の方々との連携を強めていきたい。

【郡山市】

- ・気候変動を考慮した想定においては、特定都市河川浸水被害対策法の活用による流域全体での対策及び関係者の連携強化が必要と考える。
- ・指定にあたっては、土地利用者の流域治水への関心と理解が不可欠であるため、十分な期間を設け、幅広い周知・広報をしていかなければならない。

【須賀川市】

- ・谷田川流域において、今回示された基本方針に沿って協力していきたい。

【平田村】

- ・ハード・ソフトの対策が進めば被害が減少するため、積極的に進めていただければと考える。

【福島河川国道事務所】

- ・基本方針に則り、引き続き、国、県、流域市村など流域の関係者で協力・連携しながら、流域治水を進めていきたいと考えている。